

第5章 第4期障がい福祉計画

1. 基本的な考え方

(1) 趣旨(この計画の位置づけ)

障がい福祉計画は、従来の障害者自立支援法を改正し、平成25年4月に施行された障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標のほか、サービス等の種類ごとの必要な見込量に関する事項などを定めるものです。

本市においては、平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、平成15年度から20年度までを計画期間とする「川西市障がい者福祉計画」の一部を見直し、「川西市障がい者福祉計画・第一期障害福祉計画」として再編しました。

その後、平成21年度から23年度までを計画期間とする「川西市障がい者福祉計画・第二期障がい福祉計画」、平成24年度から26年度までを計画期間とする「川西市障がい者福祉計画・第三期障がい福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策の計画的な展開に努めてきましたが、第3期計画の計画期間満了により、平成27年度から29年度までを計画期間とする「第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)」を策定するものです。

この第5章は、障がい者福祉計画の実施計画的な側面を有し、同計画の一部であるほか、本市の障がい福祉計画として位置づけられるものです。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み

(3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 (以下略)

(2) 基本理念

障がい福祉計画の基本理念については、障がい者福祉計画との調和を図るため、同計画の基本理念を共有します。基本理念は以下のとおりです。

障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり

(3) 基本目標

また、基本目標については、障がい者福祉計画の基本目標を基本とし、以下のとおり発展させ、障がい福祉計画の基本目標とします。これは、障がい者福祉計画を含め、障がい福祉計画の成果目標などと相まって、目指すべき指標となります。

(1) 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり

地域移行の推進

障害福祉サービス・相談支援の充実

地域生活支援事業の実施

(2) 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり

就労の促進

(3) とともに支え合う地域づくり

障がい者支援ネットワークの構築

障がい者福祉計画（第1章～第5章）

基本理念

障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり

基本目標

(1) 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり

(2) 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり

(3) とともに支え合う地域づくり

障がい福祉計画（第5章）

地域移行の推進

障がい福祉サービス・相談

支援の充実

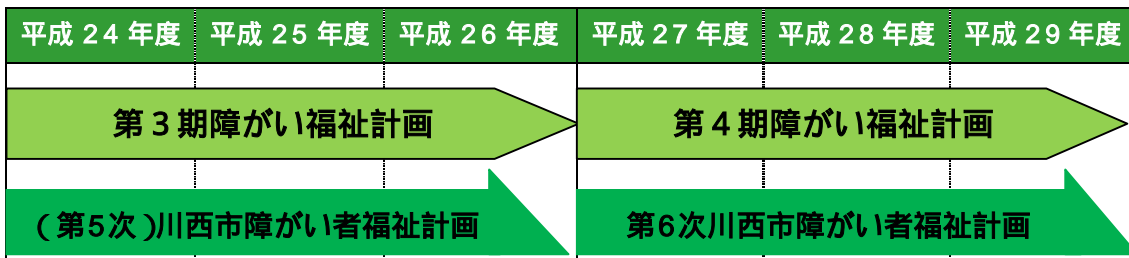
地域生活支援事業の実施

就労の促進

障がい者支援ネットワークの構築

2. 計画期間

障がい福祉計画の期間は、障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本指針（以下、本計画中「基本指針」という。）の規定により、3年を一期として作成することとされており、第1期計画は平成18年度から20年度までを、第2期計画は平成21年度から23年度までを、第3期計画は平成24年度から26年度までを計画期間として策定しました。第4期計画は、平成27年度から29年度までを計画期間として、障がい者福祉計画とあわせて策定します。



3. 達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画では、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標のほか、サービス等の種類ごとの必要な見込量に関する事項などを定めています。これらの目標等については、毎年実績を把握し計画の達成状況を点検、評価します。また、点検、評価の結果、必要と認められる場合は、計画の見直しを行うこととします。

4. 平成29年度における成果目標

平成29年度に達成すべき成果目標は、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次に掲げる事項について設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点等の整備
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等

これらの成果目標の達成には、障がい者やそのご家族を含む市民の皆さん、障がい者の雇用や障害福祉サービスを提供する事業者の皆さん、本市を含む関係行政機関など多くの方々の参画と協力が必要です。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数及び施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

地域生活移行者数

障がい者福祉施設に入所している者が、平成27年度から29年度までの間に当該施設を退所し、グループホームや一般住宅などに移行する人数に関する目標で、基本指針により、平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が地域生活に移行することを目標としています。

	数 値	説 明
基準値	113人	平成25年度末における施設入所者数
目標値	14人	計画期間中に地域生活に移行する者の数

施設入所者の削減数

平成29年度末時点の施設入所者数の平成25年度末時点の施設入所者数に対する削減数に関する目標で、基本指針により、4%以上削減させることを目標としています。

	数 値	説 明
基準値	113人	平成25年度末における施設入所者数
目標値	5人	平成25年度末時点からの施設入所者削減数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるためには、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

このため、これらの機能を集約しグループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）または複数の機関が分担してこれらの機能を担う体制（面的な体制）を平成29年度末までに、本市または阪神北障害保健福祉圏域の区域内において1カ所整備することを目標とします。

	数 値	説 明
目標値	1カ所	平成29年度末における地域生活支援拠点または面的な体制の整備箇所数

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に関する目標値を定めます。

一般就労移行者数

障がい者福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人数に関する目標で、基本指針により、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上が移行することを目標としています。

	数 値	説 明
基準値	7人	平成24年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数
目標値	14人	平成29年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数

就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数に関する目標で、基本指針により、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目標としています。

	数 値	説 明
基準値	9人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標値	15人	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率

就労移行支援を行う事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が占める割合に関する目標で、基本指針により、平成29年度末時点で全体の5割以上とすることを目標としています。

	数 値	説 明
基準値	2カ所	平成29年度末時点で就労移行支援を行う事業所数見込み
目標値	1カ所	平成29年度末時点で就労移行率が3割以上の事業所数

5. 障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成27年度から29年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

(1) 見込み量算定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、第3期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、平成29年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込み量は、各年度における1カ月当たりのサービス提供量及び利用人員を示しており、その単位は次のとおりです。

時間分：月当たりのサービス提供時間

人日分：月当たりの延べ提供日数

人分：月当たりの実利用人数

(2) 訪問系サービスの見込量と確保の方策

サービスの内容

区 分	説 明
居 宅 介 護	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事のほか、相談や助言など生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障害により行動上著しい困難がある障がい者であって、常時介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護など生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同 行 援 護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者（児）に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など必要な援助を行う。
行 動 援 護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者（児）で常時介護が必要な人に、当該障がい者（児）が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行う。
重度障害者等 包 括 支 援	常時介護が必要な障がい者（児）で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人について、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供する。

サービスの見込量（1カ月あたり）

区分	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
居宅介護	時間分	1,592	1,579	1,599	1,603	1,607	1,611
	人分	94	95	98	100	102	104
重度 訪問介護	時間分	274	1,045	1,308	1,308	1,308	1,308
	人分	4	7	9	9	9	9
同行援護	時間分	254	404	397	397	397	397
	人分	13	18	18	18	18	18
行動援護	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
重度障害者 等包括支援	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0

見込み量確保の方策

- ・ 市内にサービス提供事業所が不足しているサービスについては、介護保険サービス提供事業者に対して障害福祉サービスに参入するよう働きかけるなど事業所数の拡大に努めるほか、市外に所在する事業所の活用を図ります。
- ・ 計画相談支援を活用し、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。

(3) 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

サービスの内容

区分	説明
生活介護	常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。

区 分	説 明
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行う。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な65歳未満(利用開始時)の障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行う。(雇用契約あり)
就労継続支援 (B型)	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行う。(雇用契約なし)
短期入所	居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができないため、障害者支援施設等に短期間入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行うもので、福祉型は、障害者支援施設等で実施し、医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設で実施する。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。

サービスの見込量(1カ月あたり)

区 分	単 位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
生活介護	人日分	5,027	5,135	5,152	5,216	5,281	5,346
	人分	267	272	271	273	275	277
自立訓練 (機能訓練)	人日分	11	26	19	23	23	23
	人分	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日分	79	114	167	184	202	222
	人分	5	6	9	10	11	12
就労移行支援	人日分	291	222	168	193	222	255
	人分	18	12	9	10	12	14
就労継続支援 (A型)	人日分	111	197	258	284	312	343
	人分	7	10	13	14	15	17

区 分	単 位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
就労継続支援 (B型)	人日分	2,858	3,147	3,430	3,773	4,151	4,567
	人分	162	180	193	211	231	253
短期入所 (福祉型)	人日分	372	403	398	408	418	429
	人分	63	67	66	73	80	88
短期入所 (医療型)	人日分	上記「福祉型」に含む。		15	15	15	15
	人分			7	7	7	7
療養介護	人分	15	15	15	15	15	15

見込み量確保の方策

- ・ 計画相談支援を活用し、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。
- ・ 地域生活支援拠点において必要なサービスが提供されるよう、具体的な整備手法を検討していきます。

(4) 居住系サービスの見込量と確保の方策

サービスの内容

区 分	説 明
共同生活援助	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行う。

サービスの見込量(1カ月あたり)

区 分	単 位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
共同生活援助	人分	59	59	68	73	78	82
施設入所支援	人分	113	113	113	112	110	108

見込み量確保の方策

- ・ グループホームの開設時に必要となる住居の借り上げに関する初期経費や初度備品に対する補助を実施するなど、グループホームの新規開設や円滑な運営を支援します。
- ・ 地域生活支援拠点の整備方法を検討する中で、必要な見込み量の確保に努めます。
- ・ 必要に応じて、市外に所在する施設の利用を検討します。

(5) 相談支援の見込量と確保の方策

サービスの内容

区 分	説 明
計画相談支援	障害福祉サービスの申請等を行おうとする障がい者について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、障害福祉サービス事業者等との連絡調整やサービスの利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与する。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者など、地域での生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談など必要な支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者などに、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談など必要な支援を行う。

サービスの見込量(1カ月あたり)

区 分	単 位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
計画相談支援	人分	5	24	62	71	80	89
地域移行支援	人分	1	1	1	2	3	4
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	0

見込み量確保の方策

- ・ 市内の相談支援事業者による相談支援体制の整備・拡充を図ります。

(6) 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量と確保の方策

サービスの内容

区 分	説 明
児童発達支援	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行う。
放課後等 デイサービス	学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など必要な支援を行う。

区 分	説 明
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所など集団生活を営む施設を訪問し専門的な支援が必要な障がい児に、集団生活への適応のために必要な支援を行う。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	肢体不自由で理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障がい児に児童発達支援及び治療を行う。
障 害 児 相 談 支 援	障害児通所支援の申請等を行おうとする障がい児について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整や障害児通所支援の利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与する。

サービスの見込量（1カ月あたり）

区 分	単 位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
児 童 発 達 支 援	人日分	754	1,120	1,168	1,218	1,270	1,324
	人分	98	175	193	213	235	259
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	人日分	609	1,006	1,335	1,495	1,674	1,875
	人分	112	150	221	248	278	311
保 育 所 等 訪 問 支 援	人日分	0	0	0	5	10	20
	人分	0	0	0	2	5	10
医 療 型 児 童 発 達 支 援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
障 害 児 相 談 支 援	人分	0	0	13	33	53	73

見込み量確保の方策

- ・ 市内の相談支援事業者による相談支援体制の整備・拡充を図ります。
- ・ ニーズに応じたサービス提供体制の整備に努めます。
- ・ 保育所等訪問支援の実施体制を整備します。

6. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められています。地域生活支援事業は、法令で実施が義務づけられている必須事業と、地域の实情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。

ここでは、地域生活支援事業に関して、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込み量確保のための方策を定めます。

見込量の算定にあたっては、第3期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、事業の種類ごとに、平成29年度までの各年度における見込量を推計しました。

(1) 実施する事業

本市では、地域生活支援事業として、以下の事業を実施することとしています。

事業の種類		説明
必須事業	理解促進研修・啓発事業	市民等を対象に、障がい者(児)に対する理解を深めるための研修及び啓発を行う。
	自発的活動支援事業	障がい者(児)、障がい者(児)の家族又は地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する支援を行う。
	相談支援事業	障がい者やその介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する。
	成年後見制度法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図るため、法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援を行う。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行う。
	日常生活用具給付等事業	障がい者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出の際の支援を行う。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者の地域生活を支援する。	

事業の種類		説明
任意事業	訪問入浴サービス事業	訪問によらなければ入浴が困難な身体障がい者(児)に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	日中一時支援事業	障がい者(児)に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行う。
	日常生活支援	福祉ホーム事業や障害児支援体制整備事業を行う。
	社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許取得費・改造費助成事業等を行う。
	権利擁護支援	障害者虐待防止対策支援事業を行う。
	就業・就労支援	更生訓練費給付事業を行う。

(2) 必須事業の実施に関する考え方及び量の見込み等

理解促進研修・啓発事業

障がい者(児)が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、多くの市民が参加できるイベントとして、毎年、障害者週間の時期に合わせ、「障がい者1日サロン」を開催し、障がい者(児)と実際にふれあうことの出来る機会を設けています。

また、地域において障がい者(児)の支援に従事する民生委員児童委員、地区福祉委員を対象とした研修会や市民後見人養成講座において、障がい者福祉に関する内容を実施しているほか、まちづくり出前講座や障がい者(児)と地域住民との交流を促進する取り組みなど、あらゆる機会をとらえ、障がい者に対する理解と認識が深まるよう努めており、計画期間の各年度においても、こうした取り組みを推進していきます。

なお、事業の性格上、量として捉えることはなじまないと考えられるため、見込み量は設定しません。

自発的活動支援事業

障がい者(児)が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、障がい者(児)、障がい者(児)の家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、障がい者(児)と地域の様々な人たちが集い、交流できる場所(以下、本計画中「交流スペース」という。)を設置、運営する団体等に対して、その経費の一部を補助する制度を平成26年度から実施しています。

現在、1団体に補助を実施し、栄町地内において交流スペースが開設されていますが、地域における障がい者(児)と住民との交流促進や、障がい者(児)がいつでも立ち寄り、集える「居場所づくり」を推進するため、計画期間中に、交流スペースを市内中・北部に1カ所ずつ開設することとして見込み量を設定します。

	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
交流スペース の設置箇所数	か所	0	0	1	1	2	3

相談支援事業

相談支援事業は、川西市障がい児(者)地域生活・就業支援センター及び川西さくら園において実施しています。

同センターには、社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な資格を持つ職員を配置し、障がい者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、就労支援、専門機関の紹介や連絡調整などを行っているほか、障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、市と連携し、助言や援助など必要な対応を行っています。

また、川西さくら園では、児童発達支援センターとしての専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談に応じ、助言や援助などを行っています。

今後とも、市内の相談支援体制の拡充に努めていきます。

	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
相談支援事業 の実施箇所数	か所	2	1	2	2	3	3

成年後見制度利用支援事業

費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、後見等開始の審判請求に必要な費用や後見人等の業務に対する報酬の全部または一部を助成する制度を平成24年度から実施しています。

引き続き、川西市社会福祉協議会内に設置している川西市成年後見支援センター“かけはし”などを通じ、成年後見制度の周知に努めます。

	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
実利用人数	人/年	0	0	0	1	1	1

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用を促進するためには、市民後見人の養成などとあわせ、市内で法人後見を適正に行うことができる法人を確保することが望ましいと考えられます。

そこで、計画期間中に、法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の適正な活動のための支援のあり方について検討を進めていきます。

なお、事業内容は、今後の検討の中で具体化していくこととなるため、事業の見込み量は設定しません。

意思疎通支援事業

本市では、意思疎通支援事業として、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を市庁舎内に配置する事業を実施しています。

これらの事業は、平成28年4月に予定されている障害者差別解消法の施行を踏まえ、合理的配慮の一端を担うものとして、その役割はますます大きくなると考えられることから、引き続き、関係機関との連携の下、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の受講を促進するなど、人材の確保に努めていきます。

	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業の 派遣回数	回/年	982	1,082	1,137	1,194	1,254	1,317
手話通訳者 の配置人数	人	1	1	1	1	1	1

日常生活用具給付等事業

障がい者(児)の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しています。障がいの特性に合わせた適切な用具を給付するとともに、必要に応じて、対象品目等の見直しを行います。

	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
介護・訓練 支援用具	件/年	5	6	7	7	7	7
自立生活 支援用具	件/年	18	22	15	15	15	15
在宅療養等 支援用具	件/年	23	15	26	26	26	26
情報・意思疎 通支援用具	件/年	11	19	14	14	14	14
排泄管理 支援用具	件/年	2,524	2,491	2,540	2,549	2,558	2,567
居宅生活動 作補助用具	件/年	3	0	1	1	1	1

手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修は、川西市身体障害者福祉協会への委託により実施しています。社会福祉協議会が実施している入門講座の修了者がスムーズに本研修に移行できるよう、同講座との連続性に配慮するとともに、平成24年度及び平成26年度には、手話通訳者の養成に係るカリキュラムを加えるなど、段階的に研修内容を充実させています。

本研修は、手話通訳者派遣事業の派遣登録者確保の面でも重要性が増していることから、研修修了者のうち派遣登録を行う人数について、計画期間中の見込み量を設定します。

	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
研修修了者のうち、派遣登録を行う人数	人/年	0	3	1	1	1	1

移動支援事業

移動支援事業は、地域における自立した生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の支援を行っています。

必要に応じて、事業所の追加指定を行い、必要なサービス提供量の確保に努めます。また、現在の個別支援型に加え、グループ支援型の実施など、多様なニーズに応じることのできるサービス体系の整備について検討していきます。

	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
実利用人数	人/年	225	215	215	216	217	218
延べ利用時間数	時間/年	34,233	32,756	32,670	32,854	33,037	33,220

地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、センターを運営する法人に対して委託又は補助を行うことにより実施しています。各センターでは、それぞれの障がいの特性に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等の支援が様々な形で行われており、障がい者の身近な社会参加の場として、重要性が増していることから、引き続き、その運営を支援していきます。

	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
実利用人数	人/年	118	128	128	128	128	128

(3) 任意事業の実施に関する考え方及び量の見込み等**訪問入浴サービス事業**

訪問入浴サービス事業は、訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障がい者(児)を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図り、地域における障がい者(児)の生活を支援することを目的として、平成24年度から実施しています。

ひきつづき、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、見込み量の確保に努めます。

	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
延べ 利用回数	回/年	62	35	53	53	53	53

日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者(児)の家族の就労支援や障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者支援施設等で障がい者(児)に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練などを行うものです。

障がい児については、障害児通所支援の体制が充実してきたことから、本事業の利用は減少傾向にあります。障がい者については、代替可能なサービスがないことから、必要性の高い人に、必要なサービスが提供されるよう、事業所の安定的な運営にも配慮しつつ、サービス体系等の見直しを行い、見込み量が確保されるよう努めます。

	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
実 利 用 人 数	人/年	171	192	223	234	246	258
延べ 利用日数	日/年	3,070	3,602	4,102	4,307	4,522	4,748

その他の任意事業**ア．日常生活支援**

日常生活支援では、前述の訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業のほか、福祉ホーム事業、障害児支援体制整備事業を実施することとします。

福祉ホーム事業は、家庭環境等の理由により、居宅で生活することが困難な障がい者に低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設で、今後も現在の利用者に対して適切に支援を行っていきます。

また、障害児支援体制整備事業は、児童発達支援センターに専門職員を配置し、地域の障がい児やその家族への療育相談等を行うもので、川西さくら園への職員配置を

検討していきます。

イ．社会参加支援

社会参加支援では、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業として、車いすテニスや体操等の教室を川西市身体障害者福祉協会及び川西市手をつなぐ育成会への委託により実施しているほか、点字・声の広報等発行事業として「広報かわにし」等の点訳・音訳を行っています。

また、自動車運転免許取得費・改造費助成事業として、就労等のために運転免許の取得や自ら所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造が必要な身体障がい者に対して、費用の全部又は一部を助成しています。

このほか、精神衛生問題推進事業として、川西市医師会への委託により、精神保健の啓発等を行っているほか、障害福祉課に精神保健福祉士を配置し、精神保健に関する相談支援等を行っており、引き続き、これらの事業を着実に実施していきます。

ウ．権利擁護支援

権利擁護支援では、虐待を受けている障がい者の生命や身体に重大な危険が生じることを回避するため、当該障がい者を一時的に保護するための居室を確保する事業を阪神7市共同で実施しており、引き続き実施していきます。

エ．就業・就労支援

就業・就労支援では、社会復帰を促進することを目的として、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人に、文房具や参考書など訓練のための経費や通所のための経費を支給する更生訓練費給付事業について、別途実施している福祉施設通園費助成との整合性に配慮しつつ、その給付のあり方について、計画期間中に一定の結論を得るよう慎重に検討していきます。

資 料

1. 川西市障害者施策推進協議会委員名簿

区 分	氏名（敬称略）	所属する団体等	備 考
学 識 経 験 者	菅 原 巖	川西市社会福祉協議会 会長	会長
〃	津 田 英 二	神戸大学大学院人間発達環境学 研究科准教授	
〃	梅 沢 信 広	市立川西養護学校 校長	副会長
障 が い 者	秋 山 博	川西市身体障害者福祉協会 会長	
社会福祉団体の代表者	植 田 博 昭	川西市身体障害児者父母の会 副会長	
〃	森 寺 美由紀	川西市手をつなぐ育成会 理事長	
〃	寺 田 隆 夫	むぎのめ家族会 会長	
市 議 会 議 員	宮 坂 満貴子	川西市議会議員	H26.10.27 まで
〃	福 西 勝	川西市議会議員	H26.11.12 から
障がい者の福祉に関する 事業に従事している者	中 谷 美 江	ハピネス川西作業所 施設長	
〃	田 口 巳 義	川西市障がい児(者)地域生活・ 就業支援センター 所長	
市長が必要と認めた者	竹 本 博 行	川西市医師会 会長	
〃	今 村 嗣 子	川西市歯科医師会	
〃	鮫 島 美穂子	伊丹公共職業安定所専門援助部 門統括職業指導官	
〃	鬼 島 みゆき	公募委員	
〃	片 峰 純 子	公募委員	

2 . 計画の策定経過

日 程	会 議 名 等	内 容
平成26年7月2日	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期障がい福祉計画の進捗状況について ・(仮称)「第6次川西市障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画」の策定について ・アンケート調査の実施について ・団体ワークショップの実施について
平成26年8月15日 ～ 9月1日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者、市民、サービス提供事業者を対象に実施
平成26年9月17日	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市障がい者福祉計画の施策に係る進捗状況について ・アンケート調査の結果(速報値)について
平成26年10月27日	就労移行支援事業所に対するヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の2事業所を対象に、事業運営の現状や課題等を把握するため実施
平成26年11月19日	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)「第6次川西市障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画(素案)」について
平成26年11月25日	障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次川西市障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画(素案)」について
平成26年11月26日	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次川西市障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画(素案)」について
平成26年12月12日 ～ 平成27年1月14日	意見提出手続 (パブリックコメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等を対象に計画案に対する意見を募集
平成27年2月6日	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)(案)に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について
平成27年3月18日	障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)(案)に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について

3 . 川西市障害者施策推進協議会規則

昭和52年4月1日 規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。

(委員の任免)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 市議会議員
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命をうけて、所掌事務について、委員を助ける。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉推進室障害福祉課において処理する。

(公印)

第9条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法(センチメートル)	用途	個数	管守者
川西市障害者施策 推進協議会長之印	方2.1	会長名をもって する文書	1	健康福祉部福祉推進室 障害福祉課長

- 2 公印の取扱いについては、川西市公印規則（昭和39年川西市規則第13号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会が定める。

第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）
平成27年3月策定（平成27年5月発行）

編集・発行 / 川西市 健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課
兵庫県川西市中央町12番1号（〒666-8501）
電話：(072) 740-1178
FAX：(072) 740-1311
E-mail：kawa0149@city.kawanishi.lg.jp



この冊子は市役所内で印刷しています。